

Ⅲ 部門別計画

第1章 安全で安心できるまち

- 第1節 健康と医療
- 第2節 地域福祉
- 第3節 児童福祉
- 第4節 障がい者福祉
- 第5節 高齢者福祉
- 第6節 消費生活
- 第7節 防災と消防
- 第8節 防犯と交通安全
- 第9節 霊園と火葬場

3 医療体制の充実

- 救急医療体制については、夜間急病センターと在宅当番医制により、歯科の休日医療体制については、千歳歯科医師会と共同で実施します。
- 乳幼児、重度心身障がい者などの医療にかかる経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。
- 乳幼児医療費助成の拡大に伴い、小学校就学前の乳幼児医療費を初診時の一部負担金を除き無料化します。
- 高齢者の医療の確保に関する法律により、国民健康保険の40歳以上の加入者の方々に対し、特定健診・特定保健指導を実施し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者及び予備軍の発見と予防改善に努め、被保険者の医療費の抑制と健康の推進に向けて取り組んでまいります。
- 北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら、後期高齢者に対し健康診査を実施し、健康の保持増進に努めます。

4 拠点施設の整備

- 保健センターについては、市役所庁舎との併設の可能性も含め建設に向けた具体的な検討を進めます。

第2節 地域福祉

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 地域福祉推進体制の充実	◇民生委員児童委員連絡協議会等補助 ◇社会福祉協議会補助 ◇外国人高齢者・障がい者福祉給付金支給 ◇恵庭地区保護司会北広島分区補助 ◇北広島市遺族会補助 ○保健福祉施策懇談会 ★地域福祉計画の改定		
2 市民参加による福祉	○朗読・点訳ボランティア養成		
3 福祉環境の整備	◇社会福祉施設整備補助 ◇融雪装置設置費補助 ◇老人福祉施設整備補助 ★福祉センター大規模改修		
4 生活援護の充実	◇生活保護費支給		

1 地域福祉推進体制の充実

- 地域福祉の中核的な役割を担っている社会福祉協議会や民生委員児童委員連絡協議会との連携を強化します。
- 「地域福祉計画」については、平成20年度に改定を行います。

2 市民参加による福祉

- 柔軟できめの細かい朗読や点訳、また新たに音声コードのサービスを提供するため、ボランティアの育成と活用を推進します。

3 福祉環境の整備

- 社会福祉施設、老人福祉施設の整備を支援し、利用者へのサービスを充実します。
- 除雪が困難な高齢者や重度身体障がい者の負担を軽減するため、融雪施設の設置に対し資金の一部を補助します。
- 心身障がい者や高齢者の安全と利便性を図るため、福祉センターの改修を行います。

4 生活援護の充実

- 保護世帯の生活安定のため、生活保護の適正な実施を進めるとともに、社会的自立のための就労の相談や指導を行います。

第3節 児童福祉

施策区分	計 画 事 業	★=新規 ○=拡大
1 子育て支援の充実	◇児童手当支給 ◇児童福祉施設入所措置 ◇認可外保育園運営費補助 ◇子育て支援センター運営 ◇子育て支援短期利用 ◇ファミリーサポートセンター運営 ◇学童クラブ運営(○土曜日開所時間の延長) ◇保育所民営化 ○私立認可保育園運営費補助 ○私立認可保育園運営費支弁 ○一時保育 ★すみれ保育園延長保育 ★西の里保育園園舎改築補助 ★次世代育成支援対策行動計画改定	◇児童扶養手当支給 ◇広域入所児童委託 ◇保育園地域活動 ◇子育て支援ネットワーク ◇子育て応援父子手帳交付
2 ひとり親家庭の支援	◇母子自立支援員設置 ◇ひとり親家庭支援	
3 児童の健全育成	◇「北広島市子どもの権利条例」の制定 ◇児童センター運営 ◇家庭児童相談室相談員設置 ◇児童虐待防止対策	

1 子育て支援の充実

- 次世代育成支援対策推進行動計画に基づき、地域において安心して子供を生み育てることができるよう子育て支援します。
- 次世代育成支援対策推進行動計画の改定を進めます。
- 学童クラブの運営については、学童保育料を設けるとともに施設環境整備の充実や土曜日開所時間の延長、指導員の増員などを図ります。
- すみれ保育園で、延長保育や一時保育の利用時間延長を実施します。
- 西の里保育園の園舎改築を補助します。
- 現在開設している地域子育て支援センターのネットワークの核となる、ひろば型子育て支援センターの開設に向け検討を行います。

2 ひとり親家庭の支援

- ひとり親家庭の自立を支援するため、母子自立支援員、家庭児童相談員などの連携により、きめ細かな相談指導体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭の生活支援や、母子家庭の母親の雇用安定を図るため資格取得を支援します。

3 児童の健全育成

- 日常生活の中で子供の人権が理解され尊重される環境を整備するため「子どもの権利条例」を制定します。
- 児童センターの整備を検討していきます。
- 児童虐待の防止のため、虐待防止ネットワーク体制を強化し、研修事業や啓発事業を実施します。

第4節 障がい者福祉

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 自立の支援	◇介護・訓練等給付支援 ◇自立支援療養介護医療費給付（進行性筋萎縮症） ◇自立支援医療給付（更生医療） ◇障がい者自立支援審査会 ◇重度心身障がい者等入浴サービス ◇日常生活用具給付 ◇成年後見制度利用支援 ◇自助具給付 ◇デイサービス ◇移送サービス ○障がい者生活支援 ★地域生活支援強化 ★障がい者福祉計画・障がい福祉計画の改定	◇補装具支給 ◇日中一時支援	◇緊急通報装置設置 ◇特別障がい者手当等支給 ○福祉ホーム運営補助
2 社会参加の促進	◇移動支援 ◇コミュニケーション支援 ◇自動車運転免許取得・自動車改造助成 ◇精神保健福祉の推進 ◇福祉タクシー助成 ◇精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成 ◇点字・声の広報発行（★音声コードの導入） ◇障がい福祉団体等補助 ○地域活動支援センター運営補助		
3 心身障がい児療育の充実	◇通園事業及び療育相談		

1 自立の支援

- 各種福祉サービスにより障がい者の自立した生活を支援します。
- 精神障がい者への相談支援を強化するため、障がい者生活支援センターに精神保健福祉士とピアカウンセラーを配置します。
- 家族との同居や住居の確保が難しい障がい者に、低額な料金で生活の場を提供する、福祉ホームの運営に対し補助し施設の増設を図ります。

- 障がい者が地域生活を進めるなかで、社会的トラブルや就労でのトラブルなど問題を抱える方々への相談体制を強化します。
- 「障がい者福祉計画・障がい福祉計画」を平成20年度に改定します。

2 社会参加の促進

- 障がい者の活動範囲を広げ社会参加を促進するため、タクシーチケットかガソリンチケットを選択して利用できる福祉タクシー助成事業を実施します。
- 障がい者の日中活動の場を確保するため、創作活動や生産活動を行う地域活動支援センターを増やし、補助します。
- 音声コードによる広報など、視覚障がい者への情報提供を充実します。

3 心身障がい児療育の充実

- 心身に発達の遅れや障がいのある就学前の児童及び肢体不自由を持つ小学生に、機能回復訓練や適正な療育を行います。

第5節 高齢者福祉

施策区分	計 画 事 業 ★＝新規 ○＝拡大
1 在宅福祉サービスの拡充	<p>◇高齢者サービス事業 (テレホンサービス、緊急通報装置設置、自立支援デイサービス、除雪サービス、○配食サービスの拡大、訪問理容サービス、高齢者日常生活用具給付等、高額介護サービス費貸付金、高齢者サービスガイド作成、介護事業所ガイド作成)</p> <p>◇介護予防事業 (地域福祉シンポジウム、栄養教室、健康増進講演会、地区健康相談、栄養改善教室、○訪問指導、口腔ケア事業、高齢者出前健康講座、健康運動教室、いきいき健脚事業、○特定高齢者把握、患者会自主組織支援、機能訓練教室、地域交流会、訪問訓練指導、脳の健康教室)</p> <p>◇包括的支援事業 (地域ケア会議、総合相談、○高齢者データバンク、高齢者支援センター運営(★北広島団地)、高齢者虐待防止ネットワーク)</p> <p>◇任意事業 (家族介護慰労、住宅改修支援、徘徊高齢者等家族支援サービス、在宅生活復帰支援、介護する家族のつどい、認知症を理解するための講演会、成年後見制度利用支援、認知症支え合い、認知症高齢者支援、○介護サービス事業者人材育成、自立援助住宅改修助成、○紙おむつ助成の拡大)</p> <p>◇低所得者等利用者の負担軽減 ◇介護保険会計健全運営 ★高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画策定</p>
2 自立と社会参加の促進	<p>◇シルバー活動センター管理運営</p> <p>◇高齢者祝福 ◇ふれあい温泉</p> <p>◇ミニデイサービス支援 ◇福祉バス運行</p> <p>◇生きがいデイサービス ◇生活講座</p> <p>◇老人クラブ運営費補助 ◇老人福祉施設入所措置支弁</p> <p>★ねりんピック北海道・札幌 2009 開催</p>

1 在宅福祉サービスの拡充

- 高齢者が住みなれた地域で健康で安心して暮らせるよう、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を見直し、策定します。
- 基本健康診査や介護予防に係る知識普及やサービスを提供します。
- 食事を作るのが困難な一人暮らしなどの高齢者を対象に配食サービスを拡大します。
- 介護保険サービスの利用を促進するため、低所得者等利用者の負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活を支えている家族に対し、必要な支援を行います。
- 市内5箇所目の高齢者支援センターを設置します。
- 紙おむつの購入費用の助成を拡大し、家族負担の軽減を図ります。

2 自立と社会参加の促進

- 高齢者の生きがいづくりや介護予防の一環として、生きがいデイサービスを実施するほか、ボランティア団体等が運営するミニデイサービスを支援します。
- 高齢者の豊富な知識と経験を地域社会の中で生かし、生きがいや交流など活動の拠点となるシルバー活動センターの運営を支援するとともに、積極的に活用を図ります。
- 高齢者の健康増進と社会参加を促すため、福祉バスの運行やふれあい温泉事業を実施します。
- ねんりんピック北海道・札幌2009のゴルフ交流大会を本市において開催します。

第6節 消費生活

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 消費者教育活動の推進	◇消費生活知識の普及啓発		
2 相談体制の強化	◇消費生活相談員設置		
3 消費者団体との連携	◇消費者協会補助		

1 消費者教育活動の推進

- 市民の安全で安心な消費生活を支えるため、商品やサービスの適切な取引、利用に関する知識の普及や情報の提供を行います。

2 相談体制の強化

- 多様化・複雑化する消費生活問題に適切かつ迅速に対応するため、消費生活相談を継続して行います。

3 消費者団体との連携

- 消費生活の安定及び向上について、消費者の自主的な組織活動が推進されるよう、消費者協会の活動に支援します。

第7節 防災と消防

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 総合的な防災体制の充実	◇避難場所標識設置(○一時避難場所標識設置) ◇防災資機材の充実 ◇自主防災組織の育成 ◇防火委員会の育成 ★地域防災無線の整備(デジタル方式へ更新) ★木造住宅耐震診断補助 ★木造住宅耐震改修補助 ★市有建築物耐震診断		
2 治山・治水の推進	◇排水機場管理 ◇治水対策促進期成会補助 ★南の里排水機場改修《再掲》 ◇河川障害物除去		
3 消防・救急活動の強化	◇救急隊員研修 ◇消防防火服更新 ◇消防活動用資機材整備 ◇消防水利整備 ◇メディカル・コントロール体制の推進 ★消防署大曲出張所移転検討・用地取得 ★消火栓更新 ★消防車両等更新(救助工作車)		

1 総合的な防災体制の充実

- 災害に備えて、地域防災無線のデジタル方式への更新、避難場所標識の設置、食料の備蓄、防災資機材の整備などを計画的に実施します。
- 地域住民が主体となる防災活動を推進するため、町内会組織を活用したモデル地区を設定し、自主防災組織づくりに取り組みます。
- 木造住宅の耐震化支援として、耐震診断に要する経費の一部、また耐震改修工事に係る費用の一部を助成し耐震化の促進を図ります。
- 市有建築物の耐震診断を実施し、計画的に改修を進めます。
- 市民の安全・安心の確保に努め効果的な消防体制の構築を図るため、消防の広域化を検討します。

2 治山・治水の推進

- 水害を未然に防止するため、石狩川水系千歳川河川整備計画に基づく治水対策事業の早期実現に向け、関係機関に要請を行うほか、計画的に内水排除施設の整備を行います。

3 消防・救急活動の強化

- メディカルコントロール体制については、救急救命士を技術研修に派遣し、救命率の向上を図ります。
- 救助工作車を更新します。
- 市民を対象とした救命講習会を開催するとともに、講習用備品を整備します。
- 消防署大曲出張所の移転について検討し、用地取得を行います。
- 消火栓を計画的に更新整備し、消防水利の維持を図ります。

第8節 防犯と交通安全

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 防犯体制の充実	◇街路灯補助 ◇防犯活動団体補助 ★「(仮称)安全・安心なまちづくり条例」の制定		
2 交通安全の推進	◇交通安全推進		

1 防犯体制の充実

- 犯罪を未然に防ぐため、警察署、防犯協会連合会及び暴力追放運動推進協議会など関係機関との連携を強化します。
- 夜間の犯罪や事故を防止するため、街路灯を設置又は維持する団体に対し補助を行います。
- 行政・市民・関係団体・事業者等が一体となり犯罪のないまちづくりに取り組むため、「(仮称)安全・安心なまちづくり条例」を制定します。

2 交通安全の推進

- 厚別警察署や各地域の交通安全協会等と連携し、学校・家庭・企業など幼児から高齢者まで各年代に応じた交通安全教育や意識の普及・啓発を図り、交通安全の推進に努めます。
- 交通安全施設の整備・改善を促進し、交通事故の防止に努めます。

第9節 霊園と火葬場

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 霊園	◇霊園一般管理		
2 火葬場	◇火葬場管理（★車椅子対応トイレ整備等）		

1 霊園

- 霊園の貸付を実施します。
- 霊園内に墓所区画の案内看板を設置します。

2 火葬場

- 老朽化と設備機能の低下、また高齢化社会に対応した施設整備を計画的に行います。